

平成25年6月1日

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算出について  
(端数処理の補足説明)

金沢市が入札公告する工事の最低制限価格（低入札価格調査基準価格を含む。）の端数処理については下記のとおりですので、お間違いのないようお願いいたします。

記

| 区 分                | 算定式に基づいた場合  | 下限値又は上限値の場合  |
|--------------------|---|--|
| ・最低制限価格<br>・調査基準価格 | ・ 直接工事費 <sup>注)</sup> × 95%<br>・ 共通仮設費 × 90%<br>・ 現場管理費 <sup>注)</sup> × 80%<br>・ 一般管理費 × 55%<br>※上記の4項目の合計額 | 10分の7又は10分の9   |
| 端数処理               | 上記により算出した額で、千円未満の端数がある場合は切り捨て。  | 上記により算出された額については、千円未満の端数の切り捨てはしない。<br>(1円未満の端数を切り捨て) |

注) 建築・設備工事の算出方法

直接工事費に含まれる現場管理費相当額（15%）を現場管理費に振り替えて算出